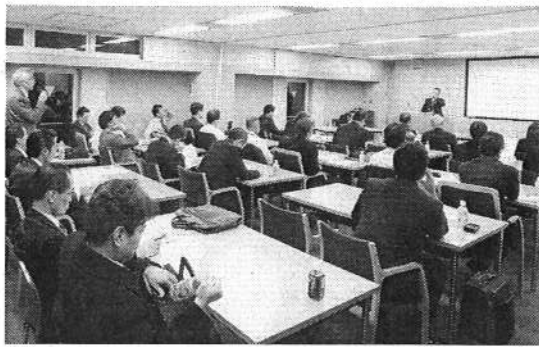


除染なくして復興なし

建設トップランナー倶楽部 特別講演会



1月に福島環境再生事務所

除染抜きに福島県の復興はあり得ない。建設トップランナー倶楽部幹事会（代表幹事・和田章、日本建築学会長、米田雅真、環境省の鷗坂長美水子慶心大学特任教授）は

13日、港区の建築会館で「放射能の環境汚染の低減をめざして」と題する特別講演会を開いた。写真：環境省の鷗坂長美水子慶心大学特任教授は、大気環境局長が放射性

物質汚染対処特別措置法の概要や今後の取り組みを説明。田中俊一元日本原子力学会会長が放射能の除染と作業管理の在り方について解説した。地方建設記者の会と福島建設工業新聞社が後援。建設トップランナー倶楽部は、従来の枠組みを超えた新しい地域建設業をを目指す経営者の集まり。交流や情報発信に積極的に取り組んでいる。今回、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故で拡散した大量の放射性物質による環境汚染で、今なお多くの国民が避難生活や不安な日常生活を強いられる。「東日本大震災からの復旧・復興を進める上でも除染は最優先の課題となっている」ことを踏まえ特別講演を企画した。

講演会には、福島県内の建設企業や建設業協会からの参加者を含め約50人が出席した。鷗坂局長は、放射性物質汚染対処特別措置法の概要と同法に基づく基本方針、除染推進に向けた流れを説明。除染などのロードマップについては、11月からモデル事業を実施、2012年1月1日の特別措置法全面施行で本格除染を開始する。発生する土壌・廃棄物は3年程度、市町村またはコミュニティごとに仮置き場を確保して保管する。除染特別地域警戒区域、計画的避難区域では、環境省が仮置き場を確保するとした。国除染地域での事業を進めるために、1月に100人超（うち公務員約60人）の規模で福島環境再生事務所を発足させる。3月には人員を増員して300〜350人（同約200人）体制とし、福島県内の何箇所かに支所を設置する方針を示した。

行で本格除染を開始する。発生する土壌・廃棄物は3年程度、市町村またはコミュニティごとに仮置き場を確保して保管する。除染特別地域警戒区域、計画的避難区域では、環境省が仮置き場を確保するとした。国除染地域での事業を進めるために、1月に100人超（うち公務員約60人）の規模で福島環境再生事務所を発足させる。3月には人員を増員して300〜350人（同約200人）体制とし、福島県内の何箇所かに支所を設置する方針を示した。

について述べた上で、実際に行った試験結果を紹介。伊達市富成小学校・幼稚園の作業では、被ばく線量を下げるため保護者、ボランティアの協力も得て校舎土手（法面）、プールなど広範囲の除染を実施。いずれも大幅に線量を低減し、7月にはプール開きを行ったことを報告した。

また、作業管理の在り方や一般的な心得、作業者が知っておくべき放射線の健康リスクなどについて詳しく解説。「除染に王道はない。地域の業者の参画は必要条件であり、基礎自治体と協力して信頼関係を構築し、住民の理解と協力を得るシステムの構築が不可欠」と訴えた。